

京都市訓令甲第29号

庁 中 一 般  
区 役 所  
事 業 所

単純労働者の給与についての一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般  
区 役 所  
事 業 所

本則中「定める単純労働者」を「規定する単純な労働に雇用される者（以下「単純労働者」という。）」に、「定のある」を「定める」に、「これらの者」を「単純労働者」に、「準ずる」を「準じる」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与安全衛生課)